

「懸念国の受け入れ」による核不拡散体制の強化に関する考察
ーインド例外化とイラン核合意の構造的な背景ー

奥田 将洋(拓殖大学大学院)

1. はじめに

(1) 「懸念国の受け入れ」による核不拡散体制の強化

核兵器拡散の対象国が核兵器や原子力関連技術について一定の水準を維持した形で拡散問題の解決が図られるケース：インドとの民生原子力協力、イラン核合意

(2) 両事例をめぐる議論

① 「問題解決」と核不拡散体制の関連性に関する議論

- インド(核不拡散に対するポジティブな評価として)
 - ・ インドの核不拡散体制の部分的な受け入れ→核不拡散体制の強化
- イラン核合意
 - ・ 制度の普遍化への貢献(IAEA 保障措置追加議定書の暫定適用や将来的な批准)

② 核不拡散体制の定義づけに関する議論

- 核不拡散秩序のアーキテクチャ
- レジーム複合体としての核不拡散体制

→国際的な制度や枠組みによって構成。多様な制度の形成や各制度の普遍化を通じた核不拡散体制の拡大。

(3) 本報告の目的

懸念の対象となるような核・原子力技術を残した枠組みが形成の二事例（NSGにおけるインドとの民生原子力協力の合意、2015年のE3/EU+3との包括的共同作業計画(JCPOA)）について、核不拡散体制の複合性という側面から考察し、その要因を明らかにすることを試みる。

2. インド

(1) 問題化

- いわゆる NPT の外部の問題。
- NPT 未加盟の核兵器保有国との原子力協力。

(2) 問題化後の経過

- NPT 加盟→進展しない
- 不拡散分野での NPT 以外の枠組みや取り組み

(3) NSG におけるインドとの民生原子力協力の例外化

- 内容（インド側のコミットメント）
 - ・分離計画に基づく民生用原子力施設の分離
 - ・民間核施設に関する保障措置協定締結に関する交渉
 - ・民生原子力施設に対する追加議定書の署名と適用の約束
 - ・濃縮・再処理技術移転の自制と不拡散への国際的な取り組みへの協力
 - ・核関連技術に関する効果的な輸出管理システムの確立
 - ・輸出管理リストを NSG ガイドラインと整合させ、その実施を約束
 - ・核実験モラトリアムの継続と FMCT 成立に向けた主導的な役割
- 合意の背景
 - ・米印原子力協力の前提としての NSG での合意の必要性
 - ・NPT 以外での不拡散に関する取り組み
 - 2003 年 統一輸出管理リスト
 - 2005 年 大量破壊兵器及び運搬システム法
 - ・核実験モラトリアムなど、例外化以前からのインドの行動

3. イラン

(1) 問題化

NPT 内部の問題。IAEA 理事会の要請や、その付託を受けた国連安保理で解決できない問題に対して、補完的な外交アプローチや経済制裁の実施。

(2) 問題化後の経過

- ・核開発疑惑の発覚と IAEA 理事会の要求
 - 追加議定書の批准、濃縮・再処理活動の停止等の要求
- ・E3 による外交的な関与

テヘラン合意、パリ合意などで IAEA 理事会決議の履行する約束を取り付ける補完的な役割

- ・国連安保理決議に基づく集団安全保障措置として、米国や EU による独自の経済制裁。

(3) イラン核合意

- 内容
 - ・イランの核開発能力の制限（最長 15 年間）
 - ・IAEA 保証措置追加議定書の暫定適用、濃縮施設等の監視の受け入れ
 - ・イランの合意不履行の際の制裁の再開（スナップバック）
- 合意の背景
 - ・E3/EU+3 による継続的な関与
 - ・イランの政権交代による外交的な関与の受け入れ

4. 懸念国の受け入れを可能にした構造的要因の考察

- (1) 核不拡散体制の複合性
 - 多数の制度や枠組みが並存している状態
 - 参加の可否、ルールの実行の可否等が国家によって異なる
- (2) 拡散懸念の解消：制度の利用に関する調整の機会
 - 多国間のグループや制度を通じた核拡散懸念解消の枠組み形成
 - 枠組み形成の中で、関与する制度が決められる
- (3) 制度・枠組みの相対化
 - 調整の結果として、核不拡散体制を構成する制度の相対化が生じる

以上